



第14号様式（第8条関係）
（その1）

収 支 報 告 書

令和 6 年分
（令和 年 月 日開催分）

- 1 政治団体の名称 （ふりがな） いけだゆうせいこうえんかい
池田ゆうせい後援会
- 2 主たる事務所の所在地 鹿児島県鹿児島市上之園町15-9-901
- 3 代表者の氏名 池田 祐晟
- 4 会計責任者の氏名 池田 くるみ

政治団体の区分	
☐	政党の支部
☐	政治資金団体
☐	政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
☒	その他の政治団体
☐	その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
☐	2以上の都道府県の区域等
☒	同一の都道府県の区域内

事務担当者の氏名	池田 祐晟
(電話)	080-5285-4357
(電話)	

資金管理団体の指定の有無	
☒	有
☐	無
公職の種類	鹿児島市議会議員(現職)
資金管理団体の届出をした者の氏名	池田 祐晟

資金管理団体の指定の期間	
令和 6 年 1 月 1 日から	令和 6 年 12 月 31 日まで

国会議員関係政治団体の区分	
☐	政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
☐	政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名	
公職の種類	

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間	
令和 年 月 日から	令和 年 月 日まで

(その2)

収 支 の 状 況

前年の報告書を確認のうえ記載すること。
繰越のない場合は「0」とすること。

1 収支の総括表

収 入 総 額	A (①+②)			十億			百万	9	7	1	0	0	0	円
(前年からの繰越額)	①							9	7	1	0	0	0	
(本年の収入額)	②												0	
支 出 総 額	B							6	2	6	5	3	9	
翌年への繰越額	A - B							3	4	4	4	6	1	

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費

金 額			十億			百万			千			0	円
員 数 (党費又は会費を納入した実人数を記載すること)												0	

(2) 寄 附

ア 寄 附 (イを除く。) の 区 分	金 額							備 考					
(ア) 個 人 か ら の 寄 附			十億			百万			千			0	円
[う ち 特 定 寄 附]												0	
(イ) 法 人 そ の 他 の 団 体 か ら の 寄 附												0	
(ウ) 政 治 団 体 か ら の 寄 附												0	
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)												0	
[寄 附 の う ち 寄 附 の]												0	
イ 政 党 派 名 寄 附												0	
合 計 (ア + イ)												0	

法人その他の団体が構成員として負担する「党費」又は「会費」は、政治資金規正法では、寄附として取扱われるため、本欄ではなく、寄附の欄に記載すること。

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表										
項 目		金 額								備 考
1	経 常 経 費									
(1)	人 件 費									0
(2)	光 熱 水 費									0
(3)	備 品 ・ 消 耗 品 費					3	4	5	7	1
(4)	事 務 所 費					5	8	7	9	8
	小 計					9	3	3	6	9
① ((1)～(4)の合計)										
2	政 治 活 動 費									
(1)	組 織 活 動 費									0
(2)	選 挙 関 係 費									0
(3)	機関紙誌の発行その他の事業費					8	0	8	0	0
	ア 機関紙誌の発行事業費									0
	イ 宣 伝 事 業 費					8	0	8	0	0
	ウ 政治資金パーティー開催事業費									0
	エ そ の 他 の 事 業 費									0
(4)	調 査 研 究 費						2	3	7	0
(5)	寄 附 ・ 交 付 金					4	5	0	0	0
(6)	そ の 他 の 経 費									0
	小 計					5	3	3	1	7
② ((1)～(6)の合計)										
	合 計					6	2	6	5	3
①+②										

内訳は様式

(その14)へ

※国会議員および国会議員

関係政治団体のみ

内訳は様式

(その15)へ

→ 合計額が様式(その2)の支出総額(B)と一致すること。

(その14)

[illegible]

(備考) 1 資金管理団体として指定されていた期間 (国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間を除く。) に行った支出のうち、1件当たりの金額(数回にわたってされたときはその合計金額)が5万円以上の支出については、その支出を受けた者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)並びに当該支出の目的、金額及び年月日を該当欄に記載すること。

2 国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間 に行った支出のうち、1件当たりの金額(数回にわたってされたときはその合計金額)が1万円を超える支出については、その支出を受けた者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)並びに当該支出の目的、金額及び年月日を該当欄に記載すること。

3 「支出の目的」の欄には、該当支出の目的を具体的に記載すること。

4 支出のうち、上記により明細を記載した以外のものについては、「その他の支出」欄にまとめて、その合計金額のみ記載すること。

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳										項目別区分 事務所費			
支出の目的	金 額									年月日	支出を受けた者の氏名（団体 にあつては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体 にあつては、主たる事務所の所在地）	備 考
政治資金監査					5	5	0	0	0	R6/6/17	中崎公認会計士事務所	鹿児島市加治屋町4-35	
この頁の小計					5	5	0	0	0				
その他の支出						3	7	9	8				
合 計					5	8	7	9	8				

- (備考)
- 1 資金管理団体として指定されていた期間（国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間を除く。）に行った支出のうち、1件当たりの金額（数回にわたってされたときはその合計金額）が5万円以上の支出については、その支出を受けた者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）並びに当該支出の目的、金額及び年月日を該当欄に記載すること。
 - 2 国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出のうち、1件当たりの金額（数回にわたってされたときはその合計金額）が1万円を超える支出については、その支出を受けた者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）並びに当該支出の目的、金額及び年月日を該当欄に記載すること。
 - 3 「支出の目的」の欄には、該当支出の目的を具体的に記載すること。
 - 4 支出のうち、上記により明細を記載した以外のものについては、「その他の支出」欄にまとめて、その合計金額のみ記載すること。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳										項目別区分 宣 伝 事 業 費 (宣 伝 広 告 費)				
支出の目的	金 額										年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体 にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体 にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
													</	

← (その13) の「宣伝事業費」の額と一致すること

(備考)

- 1 件当たりの金額(数回にわたってされたときはその合計金額)が5万円以上の支出については、その支出を受けた者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)並びに当該支出の目的、金額及び年月日を該当欄に記載すること。「支出の目的」の欄には、当該支出の目的を具体的に記載すること。
- 2 国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出のうち、1件当たりの金額(数回にわたってされたときはその合計金額)が1万円を超える支出については、その支出を受けた者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)並びに当該支出の目的、金額及び年月日を該当欄に記載すること。「支出の目的」の欄には、当該支出の目的を具体的に記載すること。
- 3 支出のうち、上記により明細を記載した以外のものについては、「その他の支出」欄にまとめて、その合計金額のみ記載すること。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳										項目別区分 調査研究費 (資料費)			
支出の目的	金 額								年月日	支出を受けた者の氏名 (団体 にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体に あっては、主たる事務所の所在地)	備 考	
			十			百		千					
この頁の小計									0	← (その13) の「調査研究費」の額と一致すること			
その他の支出								2 3 7 0					
合 計								2 3 7 0					

- (備考)
- 1 件当たりの金額 (数回にわたってされたときはその合計金額) が5万円以上の支出については、その支出を受けた者の氏名及び住所 (法人その他の団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地) 並びに当該支出の目的、金額及び年月日を該当欄に記載すること。「支出の目的」の欄には、当該支出の目的を具体的に記載すること。
 - 2 国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出のうち、1件当たりの金額 (数回にわたってされたときはその合計金額) が1万円を超える支出については、その支出を受けた者の氏名及び住所 (法人その他の団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地) 並びに当該支出の目的、金額及び年月日を該当欄に記載すること。「支出の目的」の欄には、当該支出の目的を具体的に記載すること。
 - 3 支出のうち、上記により明細を記載した以外のものについては、「その他の支出」欄にまとめて、その合計金額のみ記載すること。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳					項目別区分 寄 附 ・ 交 付 金 (寄 付)				
支出の目的	金 額				年 月 日	支出を受けた者の氏名(団体 にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体 にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考	
寄付				4 5 0 0 0 0	R6/3/1	鹿児島県の想いをつなぐ会	鹿児島市上之園町15-9-901		
この頁の小計				4 5 0 0 0 0					
その他の支出									
合 計				4 5 0 0 0 0					

← (その13) の「寄附・交付金」の額と一致すること

- (備考)
- 1 1件当たりの金額(数回にわたってされたときはその合計金額)が5万円以上の支出については、その支出を受けた者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)並びに当該支出の目的、金額及び年月日を該当欄に記載すること。「支出の目的」の欄には、当該支出の目的を具体的に記載すること。
 - 2 国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出のうち、1件当たりの金額(数回にわたってされたときはその合計金額)が1万円を超える支出については、その支出を受けた者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)並びに当該支出の目的、金額及び年月日を該当欄に記載すること。「支出の目的」の欄には、当該支出の目的を具体的に記載すること。
 - 3 支出のうち、上記により明細を記載した以外のものについては、「その他の支出」欄にまとめて、その合計金額のみ記載すること。

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	☐	☒	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	☐	☒	
カ 金 銭 信 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

- (備考) 1 項目ごとの資産の有無について、「□」内に「○」を記入すること。
 2 「有」に記入した場合、項目別に様式（その18）に内訳を記載すること。

(その20)

宣 誓 書

添 付 書 類 (別添のとおり)

- 1 領収書等の写し
- 2 政治資金監査報告書 (国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 7 年 3 月 26 日

政治団体の名称 池田ゆうせい後援会

会計責任者の氏名 池田くるみ



代表者の氏名 (解散団体のみ)

- (注) 1 会計責任者本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
- 2 政治団体の解散に伴う報告書の場合は、会計責任者の氏名の他、代表者の氏名を記載すること。また、代表者及び会計責任者本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が提出する場合にあつては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。